

産業建設常任委員会調査報告書

(平成 22 年 3 月定例会)

1 調査事件

農林特産物の掘り起こしについての検証（平成 20 年 3 月定例会で報告）

2 調査目的

庄内地域においては、一在来作物にすぎなかったものが、地域を支える作物にまで成長した例が数多くある。温海カブ、だだちゃ豆、平田赤ねぎなどである。庄内町にも添津集落を主に伝承されてきた、「からどりいも」があり、転作作物の重点作物として米価の下落を補い、地域特産物として振興できないか調査し、平成 20 年 3 月定例会に委員会報告を提出した。その中の 5 つの意見についての実施状況を検証した。

3 調査経過

平成 22 年 1 月 18 日

平成 22 年 1 月 26 日

平成 22 年 2 月 4 日

平成 22 年 2 月 10 日

4 検証結果

(1)

[前回の意見]

葉柄（ずいき）をたべるのは 8 月～9 月、干して水で戻すと正月の雑煮には欠かせず、納豆汁やけんちん等用途の広い食材である。親芋は煮物、おでんに好適で、味・食感・香り全てにさと芋の最高峰と推察される。スローフードが叫ばれ、庄内の [食] が注目されている今、農薬を一切使用しない自然食・伝統食として、手はじめに地元での消費に力を入れるべきである。秋祭りでの芋煮に、親いもをさといもの代用として入れてみたが、これぞ本来の庄内の味として大変好評であった。飲食店、レストランでのつきだしやラーメンの具材、一店逸品でのねっとりなめらかな食感を生かした煮物などで売り込みを図っていくべきである。まあ～ずたべっちゃん、まあ～ずのめっちゃんにも掲載し町民に今までの何気ない食材から何さでも合う、何さでも入っている食材に変身させる事が起爆剤になりうると思われる。

その上で、パッケージにも工夫を凝らし、料理方法や特徴を書いたレシピを添え、芋ガラ・親芋のセット販売を季節限定、厳選素材、高級食材として売り込むのも一つの方法である。

[検証の結果]

これまでの重点転作作物として、花卉、枝豆、ねぎ、赤カブ、いちご、メロンを助成の対象としていた。

平成 21 年度については、庄内たがわ農協の広域重点作物となったさといもを要望により加えており、7 品目について水田農業推進協議会に諮っている。「からどりいも」は収益性に乏しく、消費者のニーズが食生活の中で薄れており、販売ルートが難しい。限定された土地での作付、自家消費型であるという理由などから、町としては取り組まなかった。

(2)

[前回の意見]

さといもの機能性成分について、さといものぬめりのなかには、食物繊維の一種であるガラクトンやムチンが含まれている。ガラクトンは脳細胞を活性化させ、老化や認知症を予防する効果があるとされている。ムチンは胃や腸の潰瘍を予防する効果や、肝臓を強化する効果があるとされている。ほかに、疲労回復に効果があるビタミン B1 がふくまれている。干しずいきの一般成分については、乾物特有ではあるが、カリウム・カルシウム（この二つが特に多い）、マグネシウム、リン、鉄、亜鉛、銅、マンガンなどミネラル分が多く、ビタミン B1・B2 も多く含まれており食物繊維も豊富である。カリウムは生活習慣病（高血圧、脳卒中、骨密度の低下）の予防になり、とり過ぎによる過剰の害はほとんどなく、積極的に摂取することが望まれる。カルシウムは一度にたくさん食べても吸収できる量は限られているので、毎日コツコツとる必要があり、平均摂取量は必要量に達していない状況にある。

以上は、食品分類で類似関係にある「いもといがら」の成分であるが、なお専門的な調査をすべきである。

[検証の結果]

機能性成分の分析については、山形県工業技術センターに有料（1 試験、1 成分あたり 17,600 円）で行えるが、一般成分分析、重金属分析、ビタミン（高度分析）等の試験項目があり、機能性成分含有を明らかにするには、多額の手数料となることから調査は行っていない。

県の農業技術普及課では、今年度県の農業試験場で「からどり」に取り組んでおり、成分を山形大学農学部へ依頼している。4 月頃までには、データが出る予定である。その結果を踏まえて、町当局ではフォロー的な分析を考えたいとしている。機能性成分の分析をすることにより、消費者のニーズに取り上げられることもあり、是非取り組むようにされたい。

(3)

[前回の意見]

転作田の隣りで稲作、その隣りが転作田では双方、品質・収量とも望めない状況になる。集落営農組織にして、転作を一団地にするのは容易であるが、そこまではいかなくても、次善の措置として、例えば用水一本を止めてそのブロックを畑地化し、転作の交換を簡便にする自治体の特認制度ができないか検討すべきである。

[検証の結果]

米の農業者別生産数量目標及び作付目標面積を決定する一般的ルールの設定では、正式な受委託契約がされていない水田（相対、転作上の代替交換）については、原則対象としないこととしている。

(4)

[前回の意見]

冬季間の施設栽培を奨励すべきである。既に定着している花や菌茸類の他に現在着実に増加しているものに青菜と軟白ネギがある。技術もほぼ定着しており、各JAでも推奨している状況であり有望作物として奨励すべきである。

[検証の結果]

からどりいもの冬期間の施設栽培については、技術的には可能と思われるが、現在それ程の需要も無く、販売価格の推移を見れば採算がとれず推奨できない状況である。

(5)

[前回の意見]

作物を栽培するには、露地であれ、ハウスであれ基本は土づくりである。そのためには畜産経営の安定が耕種農家には不可欠である。現在町には堆肥センターが2基稼働し、その他に畜産農家の自家堆肥が生産されている。堆肥センターの原材料確保と町内産堆肥の有効活用を徹底していくべきである。

[検証の結果]

庄内町の堆肥センターの生産量は平成20年度1,330t、JAあまるめオーガニックセンターあぐりんの生産量は2,663tとなっており、堆肥施用は水田が主である。添津集落での「からどりいもの」の栽培は、畜産農家の自家堆肥を利用し、堆肥センター等の堆肥は使用していないのが現状である。

これまでの「からどりいもの」についての検証をしてみると、委員会の提言に対して町としての取り組みがほとんどなされていない。委員会としては、町の農業振興

に資することに鑑み目的を調査し、その結果政策提言としての意見であり、重く受け止めて頂きたい。特に、重点作物にからどりいもも取り上げて欲しかった。また、機能性成分の分析は特産品づくりに励む添津集落を中心とした栽培者から期待もあり、分析結果が消費拡大に大きく関わってくるものと考えられることから、分析調査を是非行うべきである。

また、他の地域でも在来作物の掘り起こしを行い、目の目をみている作物もある。本町においても、在来作物である「からどりいも」などを見直し検討され、庄内町のブランド化につなげればと期待する。

産業建設常任委員会調査報告書

1 調査事件

企業誘致についての検証（平成 20 年 12 月定例会で報告）

2 調査目的

雇用の確保、住民生活の安定と若者の定住促進、活気ある住環境の構築と地域経済活性化等のためには優良企業を誘致することが不可欠である。このことについて調査し、平成 20 年 12 月定例会に委員会報告書を提出した。その中の 5 つの意見について実施状況を検証した。

3 調査経過

平成 22 年 1 月 18 日

平成 22 年 1 月 26 日

平成 22 年 2 月 4 日

平成 22 年 2 月 10 日

4 検証結果

(1) 庄内町工業団地への立地等について

[前回の意見]

庄内町工業団地は、土地開発公社との約束事項からも早々に完売する必要があり、「庄内臨空工業団地あまるめ」は隣接する他町村との分譲価格と比較し高いことから、価格の値下げと、企業業種に即応して地盤強化の対応をすべきである。「庄内町工業団地たちかわ」については、町の農業振興の重点作目である花卉振興の面からも、種苗センターの立地を推進すべきである。

[検証の結果]

庄内臨空工業団地あまるめの分譲価格値下げについては、平成 21 年 6 月 1 日付けで庄内町土地開発公社が 25%の値下げを実施した。地盤強化については、相手企業の業種や創業内容等の意向にあわせて対応する予定である。企業誘致は平成 21 年 9 月 4 日、有限会社後藤竹材店との間で土地面積 1,959.09 m²、分譲価格 21,745,899 円で契約した。残り分譲可能面積は 32,247 m²であり完売に努力すべきである。また、庄内町工業団地たちかわについては、町の種苗センター増設用として平成 22 年度で買取りが予定され完売の見込みである。

(2) 企業立地支援制度について

[前回の意見]

庄内町企業振興条例は、製造業中心の支援及び工業団地に限定せず、適用を拡大すべきである。また、立地推進施策の適用実態が少ないことから、立地推進施策の適用内容、補助金額、補助年数等についても見直しを検討すべきである。

[検証の結果]

庄内町企業振興条例（企業振興奨励金、用地取得助成金、雇用促進助成金）の見直し（適用範囲、適用内容、補助金額、補助年数等）については、企業振興条例の適用範囲を工業団地限定から、都市計画法に規定する工業地域及び準工業地域まで拡大した。用地取得助成金は用地取得面積 1,000 m²以上 5,000 m²未満の場合、用地取得価格に 100 分の 10 から 100 分の 20 を乗じて得た金額にするなど、平成 21 年 3 月議会定例会において条例の一部改正が可決され、平成 21 年 4 月 1 日から施行している。条例改正後の対象は庄内臨空工業団地あまるめに誘致した有限会社後藤竹材店に用地取得助成金 4,349,000 円が交付された。

改正内容については、今後も周知徹底すべきである。

(3) 企業誘致活動について

[前回の意見]

全国どこの市町村においても、企業誘致を図り新しい産業の創出、雇用の拡大、税収の確保、地域の活性化に繋がりたいと日夜努力しているが、現在我が国の経済状況から見て難しい課題であり、売れ残りの工業団地のある市町村にとっては悩みの一つにもなっている。本町にとっても今までの先行投資はさておき、誘致に努め完売することが急務である。そのためには町長をトップとし、庁舎一丸となって取り組む必要があり、企業立地に成功している市町村（全国 20 選）の共通認識にもなっている。特にトップセールスが成功のカギを握る。

営業マンとしてのセンスを持ち、しつこくとも、煙たく思われても、とにかく企業を訪問すること、話をしなければ注目されず、進出はあり得ないのだから、誠意と熱意を持って取り組む必要があり、地道な努力が成功に繋がる。そのためには相手企業を綿密にリサーチし、企業ニーズ（人材確保、住環境、教育環境、誘致後のフォローアップなど）に対応し、企業誘致専門員等の再構築も図り、ワンストップサービスに心がける必要がある。

[検証の結果]

企業誘致活動については、平成 21 年度から企業誘致担当主査を配置し対応している。分譲価格の値下げや支援制度の見直しの効果もあり、庄内臨空工業団地あまるめに 1 社（有限会社後藤竹材店）が新規立地した。また、新産業創造館に山形ソリューションビジネス（株）が進出することになった。

トップセールスについては、際立った活動が見られず、特にトップセールスは成功のカギを握ることから今後も積極的な活動をされたい。

ワンストップサービスについては、庁内に連絡会議を立ち上げ企業立地に対応していく予定であり、今後も充実を望む。

(4) 東北地域の工業立地動向と山形県の取り組みについて

[前回の意見]

県の立地動向を踏まえ、連携を強化しながら、酒田港、高規格道路等のインフラ整備の促進と、誘致環境（情報収集、団地造成、優遇策の拡充、人材育成、波及効果を考慮した誘致企業の絞込み、産業集積など）整備の提言を続けていくべきである。

[検証の結果]

県の立地動向を踏まえ、連携を強化しながら、酒田港、高規格道路等インフラ整備の促進と情報収集、優遇策など誘致環境整備の提言を続けていくべきについては、山形県、山形県企業立地振興公社等と日頃情報交換を図り連携に努めているが、更に強力な提言を続けるべきである。

(5) 地元企業の育成支援と雇用対策について

[前回の意見]

町内企業の雇用、景気動向調査の充実や、ハローワークとの連携強化を図り、日常の動向把握に努めるとともに、それに対応した商工金融対策や、雇用相談業務の充実強化を図るべきであり、庁舎内にワークステーションを設置し企業の相談に応じている町もある。また、現在実施している各種事業の継続と、国・県と連携しながら充実した対策を推進すべきである。

[検証の結果]

町内企業の育成支援対策として、新たに臨時職員を採用し、企業訪問回数を増やし日常の動向把握に努めるとともに、電気機械金属受注組合（11社）などへの支援活動を強化している。

雇用対策については、町では緊急雇用対策事業やふるさと雇用対策事業など（平成22年1月末現在59人雇用）国の政策を積極的に導入している。また庄内町雇用創出特別助成金（離職者を1年間雇った場合1人50万円交付）の対象は、平成22年1月末現在、4社で5名になっている。平成22年度庄内町企業の1月雇用動向調査による採用予定者数は5社で高卒12名、大卒（4年）1名になっている。